

かわべ 議会だより



零れ桜(こぼれざくら)

こぼれんばかりに咲き誇る満開の桜の様子を表した言葉です。

山楠公園の桜は、今年も枝からこぼれんばかりに花を咲かせてくれました。

目次

- ・令和2年第1回定例会……………2
- ・総務委員会審査……………2
- ・議案ピックアップ……………5
- ・審議結果一覧……………6
- ・附帯決議……………7
- ・議会まめ知識……………7
- ・一般質問……………8
- ・議会日誌……………14
- ・編集後記……………14

第一回定例会

新年度当初予算を可決

「防災・減災対策」「子育て・教育」「移住・定住」を重点に

令和2年第1回定例会が、3月4日から17日の会期で開催されました。令和2年度各会計の当初予算（総額86億489万2千円）のほか、6件の条例案件を含む計20案件を審議しました。

提案された議案はいずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
なお、令和2年度川辺町一般会計予算には、附帯決議が付されて可決しました。

【新年度各会計予算】

会 計	予算額	前年度対比
一 般 会 計	51億1,100万円	2億5,100万円
特別会計	国民健康保険事業	▲7,969万7千円
	後期高齢者医療	1,406万6千円
	介護保険	2,635万3千円
	下水道事業	※令和2年度より地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行 (皆減) ▲6億1,550万円
	農業集落排水事業	(皆減) ▲3,410万円
合 計	70億8,679万7千円	▲4億3,787万8千円
水道事業	4億6,373万8千円	7,995万4千円
下水道事業	10億5,435万7千円	(皆増) 10億5,435万7千円
合 計	86億489万2千円	6億9,643万3千円

新年度当初予算は、議会初日に町長から、川辺町第5次総合計画の将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現と川辺町総合戦略の推進を目指し、「防災・減災対策」「子育て・教育」「移住・定住」を重要施策とする方針とともに提案され、その他の議案と合わせて総務委員会に付託され審査が行われました。
※決議内容は、6ページに記載

総務委員会審査

3月定例会に提案された18件の議案のうち、一般会計ほか各特別会計の新年度予算案件・条例案件など15件は総務委員会に付託され、3月4日から4日間の日程で審査が行われました。
委員会に付託された議案について、各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出を求め審査を進めました。

審査に当たっては、延べ83件余りの質疑応答が行われ、3月9日に討論・採決を行った結果、審査に付された全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定しました。

なお、令和2年度川辺町一般会計予算の審査では、委員から附帯決議案が提案され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付することに決定しました。

※附帯決議内容は7ページに記載



【総務委員会審査】

議会の内部組織で、本会議における審議の予備的審査・調査機関等として設置されています。総務委員会は、町行政の事務に関する調査及び議案・請願等の審査を行います。

委員定数9人（議員全員）

〔令和元年度川辺町一般
会計補正予算（第4号）
について〕

Q 地籍調査推進事業にかかる町の一般財源の負担割合と現在の進捗率について伺います。

A 国・県で負担金75%が交付され、町負担分の80%が特別交付税措置されるので、町負担は実質5%となります。

また、現在の進捗率は、川辺町全体で約5%弱です。



【地籍調査】

町が主体となつて、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測定する調査です。
※「地籍」とは、土地に関する戸籍のようなものです。

〔令和2年度川辺町一般
会計予算について〕

Q 防災訓練（安否確認・白タオルを掛ける・初期消火等）について、「あまり意味がないのでは」といった意見を住民から聞きますが、見直すつもりはありますか。

A 地域住民の安否確認や防災訓練の方法については、地域の皆さんと消防団が話し合いながら実施していただいております。

また、実際に災害が発生した場合、町職員がお手伝いできるとは限りません。

できる限り地域の皆さんが知恵を出し合つて、防災訓練のあり方を考えていただきたいと思います。



Q 防犯カメラの設置台数及び設置場所の選定について伺います。

A 令和2年度は、中川辺駅と下麻生駅をはじめ、学校周辺の通学路（交差点）を中心に14台を設置する予定です。

設置場所の選定にあたっては、警察や教育委員会・生活安全推進協議会・通学路交通安全推進協議会などの関係機関との調整のうえ決定したいと考えています。
※5ページ議案ピックアップを参照

Q 川辺町シルバー人材センター補助事業の概要について伺います。

A 川辺町シルバー人材センターの健全な運営を図るため、事務局職員の人件費（事務局長・事務補助員1名）に対する補助として、平成30年度から令和2年度までの3年間で交付するものです。



Q 高齢化に伴い、要介護認定者も増加しており、介護保険施設への入居希望者も増えていると思いますが、待機者の有無など、川辺町の現状について伺います。

A 町内には、介護保健施設の特別養護老人ホームが1箇所ありますが、現在は満室状態で入所を待つ方がみえます。

なお、入所の順番は申込順ではなく、毎月、開催される入所判定委員会で公正に判定しております。

また、介護サービスの利用については、申込みされた方には担当のケアマネージャーが調整をしており、サービスを受けられない方はいません。



各自治会での防災訓練の様子



川辺町シルバー人材センター職員



農業機械作業の様子



Q 農業機械等導入
助成事業の概要に
ついて伺います。

A 農作業の省略化
と効率化を図り、
認定農業者や中
心的経営体(担い手)の経
営安定と経営規模拡大を
促進するため、農業機械
等の導入時に助成する制
度です。

一般個人が農業機械等
を導入された場合は、助
成対象外です。

Q 木造住宅除却補
助金の概要を伺い
ます。

A 昭和56年5月
31日以前に建て
られた木造住宅
の除却に際し、事前に耐
震診断を受けた結果、倒
壊の危険性があると判断
(評点が0.7未満)された住
宅(空き家を除く)が対象
となります。

その他にも緊急輸送道
路や避難路の沿道にある
ことなどの交付要件があ
りますが、1軒当たり
83万8千円(限度額)が補
助金として交付される予
定です。

Q 雌鳥排水路の転
落防止柵設置事業
の終了年度とその
防草対策について伺いま
す。

A 転落防止柵設
置事業は、農村地
域防災減災対策
事業補助金及び土地改良
施設維持管理適正化事業
交付金を使って令和3年
度で概ね終了する予定で
す。

現在、法面の草刈り等
は農家や沿線の方々に献
身的に行っていたいただい
ておりますが、防止柵を設
置しますと中への侵入は
勿論、草刈り等ができな
くなるため、柵の設置と
併せて防草シートの設置
等を順次計画していきたく
と考えています。

Q 川辺漕艇場の施
設維持管理につい
て伺います。

A 町は指定管理
者として、施設
管理に関する基
本協定書を岐阜県と締結
し、管理運営業務を行っ
ています。修繕費の負担
区分についても協定に定
め、県と町で管理に努め
ています。

緊急修繕を要する場合
は県へ要望し、早急に対
応していただいています。
軽微な修繕等につい
ては、町で速やかに対応
しています。

Q ギャラリー山恵
の管理運営及び個
展等の使用につい
て伺います。

A 施設は町が所
有し、管理は川辺
町文化協会に委
託しています。

開館日は水曜日と日曜
日で、それ以外は閉館日
となります。ただし、個
人で使用を希望される場
合は、月曜日と年末年始
以外で開館することは可
能です。

また、2階ギャラリー
は、有料ですが自由に使
用することができます。



転落防止柵設置予定箇所
(雌鳥排水路)



ギャラリー山恵



2階ギャラリーの様子

議案ピックアップ

条例案件

【川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例】

町内の駅周辺及び通学路などに防犯カメラを設置するもので、その適正な管理を行い、町民等の権利利益を保護するとともに、町民が安全で安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的として、新たに条例を定めました。

【川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例】

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について新たな制度(5年更新)が導入されたため、町条例の一部を改正しました。

※指定給水装置工事事業者指定手数料を新たに規定しました。

各会計補正予算

一般会計ほか特別会計では、元年度の決算見込みを基に予算の補正が行われました。

【一般会計補正予算(第4号)の主な内容】

◆繰越明許費

- ・地域防災計画見直業務(641万8千円)
- ・GIGAスクール構想整備事業(小学校)(5,623万4千円)
- ・GIGAスクール構想整備事業(中学校)(2,034万円)

◆歳出

- ・福祉医療助成事業(523万2千円)
- ・児童手当給付事業(▲224万9千円)
- ・地籍調査推進事業(▲760万6千円)
- ・校内LAN整備事業等(GIGAスクール構想：小学校)(5,623万4千円)
- ・小学校建設基金積立金(7,226万6千円)
- ・校内LAN整備事業等(GIGAスクール構想：中学校)(2,034万円)など

◆歳入

- ・町民税(3,585万円)、固定資産税(999万円)、町たばこ税(▲644万円)
- ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(国)(3,633万4千円)
- ・清流の国ぎふ市町村提案事業補助金(県)(▲601万8千円)
- ・財政調整基金繰入金(▲4,604万5千円)
- ・繰越金(7,458万4千円)
- ・町債(3,540万円)など



【繰越明許費】

歳出予算のうち、年度内に支出が完了しないと見込まれるものについて、翌年度に繰越して使用できる経費。

【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	902万6千円
介護保険	▲524万4千円
下水道事業	319万円

【一般会計補正予算(第5号)の内容】

◆繰越明許費補正(第4号)額を変更しました。

- ・GIGAスクール構想整備事業(小学校)(4,245万3千円)
- ・GIGAスクール構想整備事業(中学校)(1,499万1千円)

◆歳出

- ・校内LAN整備事業等(GIGAスクール構想：小学校)(▲1,378万1千円)
- ・校内LAN整備事業等(GIGAスクール構想：中学校)(▲534万9千円)

◆歳入

- ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(国)(▲1,833万9千円)



【GIGAスクール構想】

国は、2023年度までに義務教育段階である児童生徒1人1台の情報端末機(タブレット等)及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

こんなことが決まりました

令和2年3月定例会審議結果

件 名	採決状況 (賛成：反対)	結果
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の決定》	報告のみ	
専決処分について承認を求める件《令和元年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》	賛成 8：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件《令和元年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》	賛成 8：反対 0	承認
川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定	賛成 8：反対 0	可決
川辺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
川辺町印鑑条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町一般会計補正予算(第4号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	賛成 8：反対 0	可決
令和2年度川辺町一般会計予算	賛成 8：反対 0	可決
「議案第10号令和2年度川辺町一般会計予算」に対する附帯決議	賛成 8：反対 0	可決
令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算	賛成 8：反対 0	可決
令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算	賛成 8：反対 0	可決
令和2年度川辺町介護保険特別会計予算	賛成 8：反対 0	可決
令和2年度川辺町水道事業会計予算	賛成 8：反対 0	可決
令和2年度川辺町下水道事業会計予算	賛成 8：反対 0	可決
川辺町監査委員条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
令和元年度川辺町一般会計補正予算(第5号)	賛成 8：反対 0	可決

※専決処分の報告は、損害(道路敷地斜面からの落石に衝突した車両損傷事故)について、賠償額を支払ったことの報告。

附 帯 決 議

議案第10号令和2年度川辺町一般会計予算の執行にあたっては、次の事項に十分留意して取り組まれることを強く求める。

記

1. コロナウイルス問題の経済に与える影響は大きいものがある。

令和2年度は前年度所得実績で収入は見込まれるが、令和3年度は落ち込んだ場合の収入となり、予算編成に影響が出てくると思われる。

したがって、歳出削減に努め余剰金の確保に努めること。

2. 財源確保のため国・県に対し、町長はトップセールスに努めること。

以上決議する。

令和2年3月9日

総務委員会

議 会 ま め 知 識

◆^{ふたいけつぎ}附帯決議ってなに？

議会又は委員会における審議の対象である議案の議決あたって、その議案について付随に付けられる意見又は要望の決議のことを言います。

附帯決議は、議会の希望として、町長等にこれを尊重する政治的・道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有しません。

◆^{せんけつしよぶん}専決処分ってなに？

本来、議会の議決・決定を経なければならない案件について、町長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に処理することをいいます。

ただし、専決処分をした場合は、当該処分について、処分後初めて開かれる会議(臨時会含む。)に報告して、議会の承認を求めなければなりません。

～ 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ～

令和2年4月25日の任期満了に伴い、本定例会(初日)に議長の指名推薦による方法で選挙が行われ、次の方々が当選されました。

※補充員の番号は補欠する場合の順位

選挙管理委員会 委員		選挙管理委員会 補充員	
やながわ けいち 柳川 桂一	さくらい おさむ 櫻井 収	やすだ やすゆき 1 安田 康幸	2 さいき なおひと 佐伯 直人
よこた やすとし 横田 裕年	い ど たかあき 井戸 隆明	3 やまだ いずみ 山田 泉	4 はせがわ ひさお 長谷川 久男

一般質問

議員が質問
5人の3人が傍聴

◆質問事項一覧

※質問順に掲載

1. 櫻井 芳男 議員

①「関係人口」について

2. 市原 敬夫 議員

①川辺町の防災について

3. 佐伯 雄幸 議員

①運転免許制度改正に伴う今後の対応について

4. 井戸 三兼 議員

①一般質問等への対応について

5. 古川 政久 議員

①川辺町の財政計画について

櫻井 芳男 議員

問 「関係人口」について

～ご縁を深めるには～

平成27年度から実施している「川辺町総合戦略」に則り、定住人口や交流人口の増加に関して、さまざまな努力を行っていただくことは承知しています。が、特に目玉となる産業や観光資源があるわけではなく、一過性のイベント等だけでは、なかなか定住や交流人口の増加につなげることは難しいと考えております。

先日、新聞で「関係人口」という言葉を目にしました。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人のことをいいます。

総務省は、「関係人口」を創出する手法として、ホームページで例示を紹介

答 積極的に取り組む

【企画課長】

伺います。

川辺町における最も重要な課題の一つが人口減少対策でございます。

当町の人口の社会増減は、ほぼ均衡しているといえるものの、自然増減は、毎年50人以上のマイナスとなっており、この傾向は今後も続く見通しとなっております。こうした傾向や東京一極集中の弊害は川辺町のみならず、全国的な問題であるため、国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国単位での対策に着手するとともに、地方にも対策の努力義務を課しました。

このため、川辺町でも平成28年2月に「川辺町総合戦略」を策定し、人口減少対策をさらに進めているところです。

また、国においては「関

係人口」という言葉を定義し、その拡大を推奨しているところであります。

関係人口そのものについては新しい考え方ではなく、川辺町ではこれまでも、川辺町ゆかりの方に町政についてご意見をいただいたり、施策の資金にとご厚志を賜ったり、文化芸術のためのギャラリーを建設いただくなど「ご縁」を大切にしていまいりましたが、改めて国が推奨するに至ったことで町として、ますます推進していくべきと意を強くしています。

このため、本年度策定いたしました「第5次総合計画後期基本計画」の重点プログラムの一つに「関係人口」を拡大することとして記述したところであります。

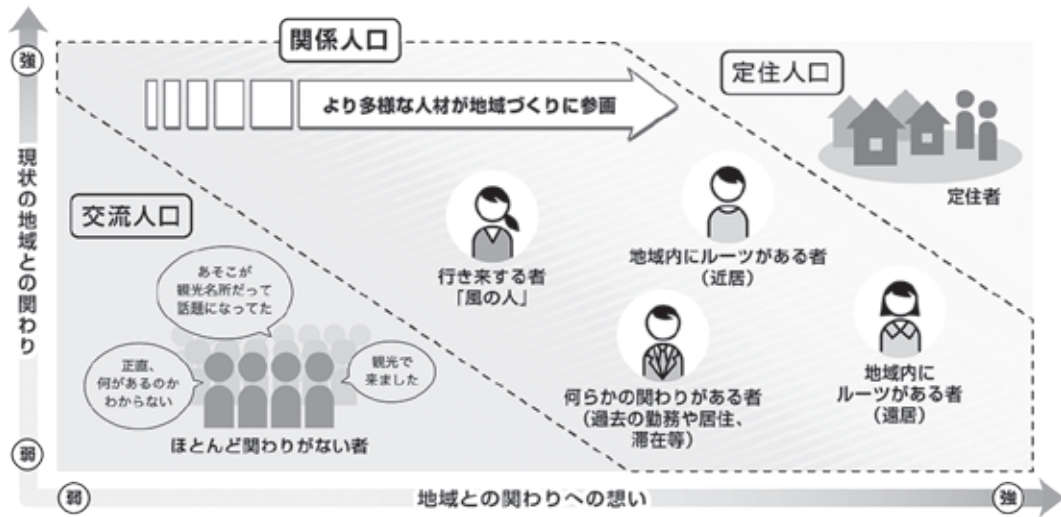
関係人口に着目せよという、議員ご提案につきましては、ぜひ積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後は、町と関係する

方とより効率的に濃い関係が築けるよう関係課とも協議してまいりたいと存じます。

また、川辺出身者の同級生ネットワークなど行

政で把握し難い関係者も多いと考えております。これらにつきましては、ぜひ皆様方からも情報提供やご紹介をお願いいたします。



関係人口のイメージ図（総務省）

市原敬夫議員

問 川辺町の防災について

地域に安全な一時避難所を

昨今の自然災害の脅威は想定を超えるものがあり、昨年も台風、洪水で多くの犠牲者や被害が出ました。幸い川辺町では、この数年大きな被害は出ていませんが、今後もし発生しないという保証はありません。

国も「国土強靱化」を重点施策に掲げ、多額の予算計上をし、さまざまな対策を行うこととしています。

そこで2点の質問をいたします。

①当町でも、防災計画の見直しをしている最中と思いますが、現在の防災上の問題点と、今後の防災計画で重視されるポイントをお答えください。

②現在のハザードマップによると、指定避難所

は、学校、中央・北部公民館、B & G 海洋センター、やすらぎの家となっておりますが、やはり、いざという時に避難できるのは、歩いて行ける近くの地区公民館が学校になると思います。しかし、自治会が保有する地区公民館には耐震の問題やハザードマップ上危険な場所も多くあります。

よって、指定避難所から遠く、容易に避難ができない方々のために、地区内の安全な場所に、自治会の住民同士が交流できるような多目的機能を兼ね備えた一時避難所の設置が急務であると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

答 今後の検討課題とする

【総務課長】

①現在、最も重視されていることは、一人一人が取り組む防災です。

災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人一人が自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、国や地方公共団体などが取り組む「公助」が重要だと言われています。その中でも基本となるのは「自助」であり、一人一人が自分の身の安全を守ることが大切です。特に災害が発生した時は、まず、自分が無事であることが最も重要です。

「自助」に取り組むためには、まず、災害に備え、自分の家の安全対策を確実にしていただけでなく、家の外において地震などに遭遇

した時の、身の安全の守り方を知っておくことが必要です。また、身の安全を確保し、生き延びていくためには、水や食料などの備えをしておくことも必要となります。

防災対策には、十分とか絶対大丈夫というものはありません。まずは、町民の皆様一人一人が、自分の周りのどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするために必要な対策を講じていただくことが重要であると考えており、一層の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

②今後、町では指定緊急避難所（一時的に避難する場所）として地域の集会施設等を29箇所指定していくこととしております。このうち、土砂災害に使用できる場所は21箇所、地

震で使用できる場所は19箇所となっており、災害の種類によっては使用できない場所もあり、できるだけ自宅の近くで安全に避難できる場所があると良いという認識は十分に持っております。

しかしながら、現在、優先して取組んでおりますのは、指定避難所（避難者が一定期間滞在する場所）の機能強化で、やすらぎの家や、川辺海洋センター、中

央公民館などの非構造部材の耐震補強、非常用自家発電設備の設置、マンホールトイレの設置、備蓄品や資機材の拡充です。

したがいまして、議員ご指摘の多目的機能を兼ね備えた一時避難所の設置については、設置のあり方や財源の確保、地域の事情を含め、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。



川辺町土砂災害ハザードマップ

佐伯雄幸議員

問 運転免許制度改正に伴う今後の対応について

〔準中型免許への対応は〕

平成29年3月に道路交通法が改正され、運転免許制度が変わりました。大きな点は「準中型免許」の種類が新たに設定されたことです。

この改正により、平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得された方が運転できるのは、車両総重量3.5トン未満の車両のため、それ以上の車両を運転する場合には、この「準中型免許」の取得が必要になりました。

現在、川辺町消防団に配備されている車両のうち、4トン以上の消防ポンプ車が2台ありますが、先ほどの運転免許制度の改正により、今後、新たに消防団員となられる方の中には、これらの消防ポンプ車を運転でき

ない方も入団されると思われるかもしれません。

もちろん、これは全国的な問題であるかと思いますが、こうした問題にどのように対応されるのかお聞かせください。

答 協議・連携を図りつつ対応する

〔総務課長〕

現在、川辺町消防団では8台の消防車両を所有しており、内2台がポンプ車、6台が可搬ポンプ積載車でございます。ポンプ車とは、ポンプ機能を備えた消防車両であり、可搬ポンプを積載している積載車と比べて車両総重量が重く、3.5トンを超える車両が一般的となっております。

現状では、ポンプ車を運転できない団員はおりません。

しかし、今後ポンプ車を運転できない団員が入団してくることに備えて対応策を検討する必要があります。

あります。

検討に当たっては、令和元年11月6日付けで消防組織法第37条の規定に基づいた消防庁長官から2点の助言（通知）があり、1点目は消防団員の準中型免許取得にかかる公費負担制度の創設です。これについては、国の財政支援として、町が免許取得に補助制度を設けた場合、補助した額の半額が支援されることとなっております。

2点目が道路交通法の改正後の普通免許で運転可能な消防自動車の活用です。これにつきましては、今後消防自動車（ポンプ車）の更新に併せて車両総重量3.5トン未満の消防自動車に切替えるというものです。2台のポンプ車を可搬ポンプ積載車に切り替えた場合については、消防力の低下が懸念されるところですが、消防庁が示している消防力の整備指針では、当町は準市街地に当たり、人口1万人でありま



消防ポンプ自動車

井戸三兼議員

問 一般質問等への対応について

～経過報告のルール化は～

平成29年6月の第2回定例会で、「屋外防災無線の再配置について」という一般質問を行いました。

それに対して、執行部からは、「近年、住宅地域化している西柵井・下川辺の高山線西側地域では、屋外拡声器の新設を行っているのが現状であります。したがって、今年度実施する防災行政無線デジタル化実施計画で、屋外無線の配置見直しも検討のうえ、事業を進めていきたい」との答弁がありました。

このことに関しては、令和2年2月の議会と行政との連絡会議で、「屋外無線の高山線西側地域の設置はどうなったか」を質問したところ、執行

部からは、「既に設置しています」との説明を受けました。

我々議員は、町民を代表して質問をしています。

ですから、先の例であれば、執行部は設置した時点で報告を質問議員である私に対し、何らか行うべきであったと思います。

そもそも、執行部の答弁での「検討します」「考えております」という答え方は、質問された時点ではやむを得ない場合もあるでしょう。しかしながら、一方で、「行うつもりはない」「やれない」ことの隠れ蓑として使われていることの方が多いように思われます。

一般質問で、執行部が質問議員に対して「検討する」と答弁した場合は、担当部署は、後日でよいので、いつまでに検討するのか。また、検討開始後は、適宜その途中経過を報告するよう、ルール化するつもりはないかをお尋ねします。

答 一層の配慮に努める

【参事】

執行部の一般質問の答弁で「検討する」という類の文言を使う場合は、通常、今、結論を述べることはできないが、後日に検討を行いたいということとを意味します。議員が言われるような、「行うつもりはない」とか、「やれない」ことの言い換えとして、その場しのぎで使ってはおりません。

問題は、執行部が検討を行う時期とその結果が表れる時期にあると言えます。

まず、検討の時期については、質問された内容によって、議会後すぐ開始することが可能なものもあれば、先になるものもあります。

そして、検討の結果、何らかの対応をすることになるものもあれば、対応しない、ないしできない。

い。必要性は認めるが直ちには困難である。又は、優先順位が低いと判断される場合もあります。具体的に対応すること

になった場合には、町が行う事業や事務等で内容として、必然的に表れてゆくこととなります。

そのような事業等に関しては、議会と執行部とのさまざまな会議の場で、明らかになっていくのが通常であると認識しています。

特に、予算を伴う事業であれば、予算及び決算の各段階で、さらに、それが新規や規模の大きい事業等であれば、確実に執行部から説明を行っております。

今回の例に関して申し上げますと、防災行政無線のデジタル化事業における屋外無線の設置場所については、議員も出席された令和元年5月の連絡会議以降、提供資料を基に幾度か説明を行っております。

しかし、議員に対して個別に説明を行っていないことは事実であり、執行部側として配慮に欠けていたといえます。

議員の言われるとおり、議員は町民の代表であり、議員が行った質問に対するその後の対応について、一層の配慮に努めるようにいたしますが、質問に対するその後の経過等をお知りになりたい場合は、いつでも担当部署へお尋ねいただけますようお願いいたします。



一般質問発言の様子

高川政久議員

問 川辺町の財政計画について

～計画活用と～

長期計画の策定は

財政計画とは、長期的視野に立った多年度の歳入、歳出を見積もりし、将来における事業の可能性を、財源の裏打ちとともに担保する計画表であり、毎年度ローリングされ、その都度精度を上げていくものと考えております。

川辺町における財政計画は、5か年という中期的な計画になっており、当然ながら、今後10年後までに予定されている「小中学校統合計画」「国土強靱化計画」「上下水道の耐震計画」などの重点的な事業については盛り込まれていないため、これらの施策が、果たして実現可能かどうかの検証がなされていないのが実情で

はないかと思われます。

そこで、4点の質問をいたします。

①財政計画をどのように活用しているか。

②一般会計の財政計画で、計画の策定年度と最終年度で比較し、10%以上の増減がある項目別の積算根拠は何か。

③10年後までを見通した長期の財政計画にする考えはないのか。

④特別会計、企業会計の財政計画での課題は何か。

答 今後も5か年計画を継続

【総務課長】

①1つ目は、中期的な財政収支の見通しを立て、将来に向かって財政運営の健全性を確保するための方策や目標などを明らかにしていくためのツールとして活用しています。2つ目は、予算編成に活用しています。

今後3か年度の主要

事業等についての事業の精査とともに財源の見通しを立てていますので、翌年度の予算編成における優先順位や事業効果などを十分に参照することができま

②※答弁の内容については、

③5か年の計画として実施計画期間が3年で、その後の事業については、実施年度や、事業費の不確実さが拭い

きれず、項目によって一定の伸び率等により積算せざるを得ないなど、計画そのものの確実性が担保できないこと。また、国の制度改革などにより、大きな影響を受けることも多々あり、今後とも5か年の計画としたいと考えています。

④特別会計の「国民健康保険」、「後期高齢者医療」、「介護保険」につ

いては、高齢化が進む

なか、医療費や介護サービス費などの給付費の増嵩は避けられませんが、健全で持続可能な制度運営を念頭に、これまで以上に、医療費やサービス給付費の抑制を図るべく健康増進などの予防事業の展開や、一方で加入者の負担のあり方の検討も含め取り組んでいく必要があると考えております。

水道、下水道の各事業会計については、町民の皆様の生活に欠かせない社会基盤、ライフラインです。人口減少に加え施設の老朽化が進み、経営環境は、今後さらに厳しい時代を迎えようとしております。

将来に向かって効率的で持続可能な経営を目指していくとともに、受益者負担のあり方についても検討を重ねていく必要があると考えています。

②一般会計の財政計画で、計画の策定年度と最終年度で比較し、10%以上の増減がある項目別の積算根拠は何か。

	事業区分	金額	増減比	増減理由(根拠)
歳入	①地方譲与税等	3,500万円 増	12.4% 増	・令和元年10月からの消費税率(10%)の引き上げ。
	②地方特例交付金	1,900万円 減	67.9% 減	・令和元年度3才児以上の保育料等無償化分が令和2年度以降は交付税措置に振り替わる。
	③分担金・負担金	400万円 減	66.7% 減	・職員派遣がない年度で、負担金収入がない。
	④使用料・手数料	2,700万円 減	24.1% 減	・保育料等無償化に伴う保育料の減。
	⑤寄附金	3,000万円 減	13.0% 減	・ふるさと納税(寄附金)は、令和2年度以降、定額2億円で計上。
	⑥繰越金	7,900万円 減	28.3% 減	・純繰越金は、定額2億円で計上。
歳出	①維持補修費	800万円 増	40.0% 増	・令和元年度の決算見込が例年より少額。
	②普通建設事業費 単独事業費	28,700万円 減	58.2% 減	・令和元年度は、大規模事業(こども園空調・防災行政無線デジタル化など)を実施。5年先は見込めれないため、2億円で計上。
	③積立金	7,300万円 減	19.1% 減	・まちづくり基金への積立金を2億円、小学校建設基金への積立金を定額で計上。

川湊の里出荷者組合との意見交換会

令和2年2月5日(水)、川辺町議会は議員活動の一環として、川辺町特産品野菜直売所『川湊の里』に野菜等を出荷している会員で組織する「川湊の里出荷者組合」の役員の皆さんと意見交換会を開催しました。

桜井議長と長谷川組合長の挨拶に始まり、組合事務局長(産業環境課長)から組合の活動内容や運営状況等について説明を受けた後、自由に意見が交わされました。

役員からは、①天候不順により売上げが減っている。②豊作であっても逆に単価が安く収入に繋がらない。③生産者はブランド化・差別化を意識して、川湊の里でしか買えないものを目指しているなど。

また、議員からは、①野菜作りは、皆さんの生き甲斐でもあり十分理解できる。②組合として早く自立ができるよう経営方針等の見直しをすべきでは。③イベント時は売上げが伸びている。イベント回数を増やしたらどうかなどの意見がありました。

短い時間ではありましたが、出荷者の切実な思いと野菜生産の難しさを知る貴重な意見交換会となりました。



川湊の里出荷者組合との意見交換会の様子

お知らせ

一般質問の様子をＣＣネットで放映しています。放映予定日は、定例会最終日の直近の土曜日と日曜日です。具体的な日程等は、ケーブルテレビの地域情報番組で案内されます。皆さん是非ご覧ください。

また、議会及び総務委員会は傍聴ができますので、是非お越しください。

令和2年第2回定例会の予定

6月4日・定例会(初日)

・総務委員会

5日・総務委員会

8日・総務委員会

9日・総務委員会

16日・定例会(最終日)

・一般質問

※日程は都合により変更となることがあります。



議会 会 日 誌

令和2年2月～4月

2月

- 3日・議会行政連絡会議
- 5日・団体等意見交換会（川湊の里出荷者組合）
- 12日・議会行政連絡会議
- 14日・可茂町村議会第3回議長会及び正副議長研修会
- 19日・川辺町国保運営協議会
- 23日・※天皇陛下のご即位をお祝いする県民の集い
- 25日・議会運営委員会
- ・議会行政連絡会議
- 28日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会

3月

- 3日・可茂地域一部事務組合議会定例会
- 4日・定例会（初日）
- ・総務委員会
- 5日・総務委員会
- 6日・※中学校卒業式
- ・総務委員会
- 9日・総務委員会

- 10日・※連合福寿会研修会
- 15日・※岐阜県自衛隊入隊・入校予定者激励会
- 17日・定例会（最終日）
- 18日・※川辺町社会福祉協議会理事会
- 19日・※新旧合同区長会
- 23日・小学校再編計画策定委員会
- 25日・※各小学校卒業式
- 26日・岐阜県町村議会議長会評議員会
- 27日・※可茂地域懇談会
- ・※各子ども園卒園式
- 30日・議会報編集委員会

4月

- 5日・※消防入退団式
- 6日・※各子ども園入園式
- 15日・議会報編集委員会
- 20日・※小中学校入学式
- 22日・議会行政連絡会議
- 23日・議会報編集委員会
- 28日・議会運営委員会
- ・臨時会

※印は、新型コロナウイルス感染症予防のため、中止又は規模縮小等となった会議・催事です。



編集後記

令和2年度第1回定例会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、全員がマスクを着用し本会議に臨みました。

毎年、桜が咲く頃には、入学式や各地区の祭事・イベントなどが開催され、心待ちにされていたかと思いますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、中止・自粛・規模縮小・延期などを余儀なくされる状況となりました。

町民の皆様には、ご自身と大切な人の命と健康を守るため、不要不急の外出を控えるとともに感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場所を回避するなど、一刻も早い終息のためにも、引き続きご協力をお願いします。私たち編集委員も多くの皆さんに『議会だより』を読んでいたけりよう、頑張つてまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

Y・S

議会だより・議会全般に対するご意見やご感想がございましたら、FAX、メールにてお寄せください。

FAX : 0574-53-2374 メールアドレス : gikai@kawabe-gifu.jp